

入間市児童発達支援センター設置検討委員会要綱

(設置)

第1条 市における児童発達支援センター（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下「センター」という。）の設置の検討に当たり、専門的な視点からの意見を聴取するため、入間市児童発達支援センター設置検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、検討及び意見交換を行う。

- (1) 障害児支援の現状及び課題に関すること。
- (2) センターの設置に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害児通所支援等の関係者
- (2) 障害者関係団体に属する者
- (3) 保健及び医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 保育関係者
- (6) 知識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、障害児支援の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から市においてセンターが設置された日までとする。

- 2 団体の代表として委嘱された委員は、当該団体の構成員でなくなったときは、委員の職を失う。

(会議)

第5条 委員会は、市長が招集し、委員のうちから委員の互選により定める者が会議の進行役となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金)

第7条 市長は、予算の範囲内において、委員に報償金を支給するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、こども支援部こども支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この告示は、市においてセンターが設置された日に、その効力を失う。

児童発達支援センターについて

1 国の障害児支援を強化する方針について

平成 24 年の児童福祉法改正に伴って、国は障害児支援を強化する方針を示し、地域の中核的療育支援施設の役割を果たす児童発達支援センターを 1 か所以上設置するよう各市町村に求めています。

国の説明資料では「『児童発達支援センター』『児童発達支援事業所』どちらも通所利用の障害児への療育やその家族に対する支援を行うことは共通。『センター』は施設の有する専門機能を生かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設」とされています。人員配置についても基準が定められています。

2 児童福祉法の規定について

第四十三条 児童発達支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設とする。

- 一 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練
- 二 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療

3 市での経過について

(1) 第 6 次入間市総合計画前期基本計画及び入間市障害者計画（入間市障害児福祉計画）への記載について

市では、第 6 次入間市総合計画前期基本計画には、児童発達支援センターへの移行も含めて多様なニーズに対応する支援体制の整備に努めるむね記載されました。

また、入間市障害者計画（入間市障害児福祉計画）に平成 32 年度までの児童発達支援センターの設置に向けて取り組みを行うと記載されました。

(2) 市が実施する児童発達支援に関連する施策について

市では、子ども支援課・青少年課・保育幼稚園課・障害者支援課・地域保健課・学校教育課教育センターの各課が発達支援に関連する事業を実施しています。

(3) 児童発達支援に関する関連課連携会議での検討について

平成 29 年度には発達支援関連事業の担当各課（子ども支援課・青少年課・保育幼稚園課・障害者支援課・地域保健課・学校教育課教育センター）が集まり、「児童発達支援に関する関連課連携会議」を開催し、入間市の児童発達支援の現状と課題について検討しました。

施策の実施主体である保健・福祉・教育の間で連携や情報の共有が不十分であることから、就学や卒業等、ライフステージで支援が途切れるなどの問題が生じていることが認識され、児童発達支援センターは連携の促進と各支援施策を適切にコーディネートする機能を持つべきとの結論に至りました。

以上の経過を踏まえ、関係機関の連携体制を構築し、児童発達支援にかかる切れ目のない重層的な支援を実施するため、平成 32 年度を目途に地域の支援体制の中心となる児童発達支援センターの設置を目指し、必要な取り組みを開始することとしました。

4 児童発達支援センターの事業について

児童発達支援センターは「児童発達支援」「保育所等訪問支援」「障害児相談支援」の 3 事業を実施することとされています。

5 入間市児童発達支援センター 設置スケジュール

H30	設置検討委員会（5 回）・児童発達支援センター事業計画案（仮称）作成
H31	児童発達支援センター事業計画案（仮称）作成・児童福祉審議会・障害者福祉審議会・条例改正・県指定手続・市民への周知
H32	4 月 児童発達支援センター開設（健康福祉センター内に開所・事業開始予定）

第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

参考資料 1-1

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。平成29年3月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: H28年度末施設入所者の9%以上
- ・ 施設入所者数: H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人～15.7万人に
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
- ・ 退院率: 入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

4. その他の見直し

- ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 障害者の芸術文化活動支援
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 難病患者への一層の周知
- ・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- ・ 就労移行支援事業利用者: H28年度の2割増
- ・ 移行率3割以上の就労移行支援事業所: 5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- ・ 就労定着支援1年後の就労定着率: 80%以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

児童発達支援

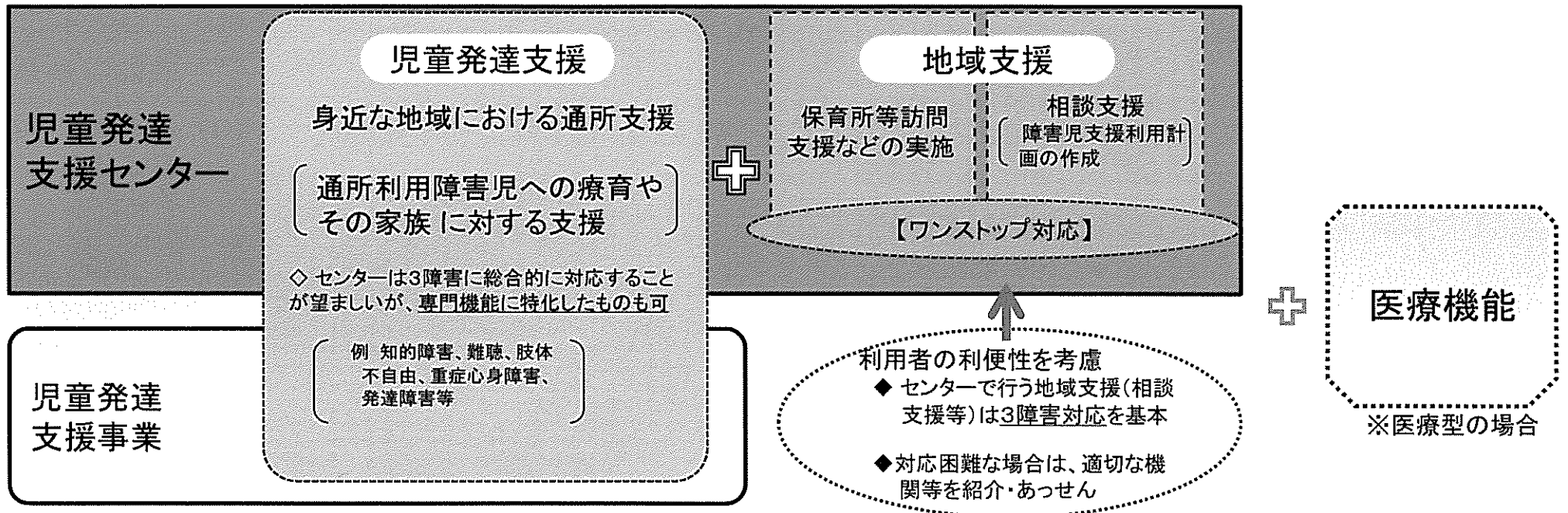
○事業の概要

- ・ 日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)
- ・ 事業の担い手
 - ①児童発達支援センター(児童福祉法第43条)
通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う。(地域の中核的な支援施設)
 - ②それ以外の事業所
もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う。

○対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

○提供するサービス



児童発達支援センター等の人員配置基準

事業	人員配置基準	
福祉型児童発達支援センター 障害児を日々保護者の元から通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う。 ※ 医療型は上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を通わせ、児童発達支援及び治療を行う。	嘱託医	1 以上
	児童指導員	1 以上 単位ごとに総数が概ね障害児の数を 4 で除して得た数以上
	保育士	1 以上
	栄養士	1 以上 ただし障害児の数が 40 人以下の場合は置かない事ができる
	調理員	1 以上 ただし調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
	児童発達支援管理責任者	1 以上
	機能訓練担当職員	必要に応じて配置
	言語聴覚士	主に難聴児を通わせる場合に必置
	看護師	主に重症心身障害児を通わせる場合に必置
	管理者	支障がない場合は当該児童発達支援事業所の他の職務、同一敷地内の他事業所の職務を兼任可
保育所等訪問支援 保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の自動との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	訪問支援員 (1)	必要な人数
	児童発達支援管理責任者	1 以上 うち 1 人は専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者
	管理者	訪問支援員と児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、支障がない場合は他事業所の職務を兼任可
指定障害児相談支援事業 障害児通所支援にかかる障害児支援利用計画案を作成する。	相談支援専門員	1 以上 障害児相談支援対象保護者の数（前 6 月の平均値）が 35 ごとに 1 人
	管理者	支障がない場合は当該障害児相談支援事業所の他の職務、他事業所の職務を兼任可
	相談支援員	
放課後等デイサービス 就学している障害児を通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供する。	児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者	障害児の数が 10 まで 2 以上、10 を超えて 5 または端数を増すごとに 1 を加えた数
	児童発達支援管理責任者	1 以上 うち 1 人は専任かつ常勤
居宅訪問型児童発達支援 重度の障害その他通所のための外出が著しく困難な状態にある障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う。	訪問支援員 (2)	必要な数
	児童発達支援管理責任者	1 以上 うち 1 人は専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者

配置を要する人員の要件

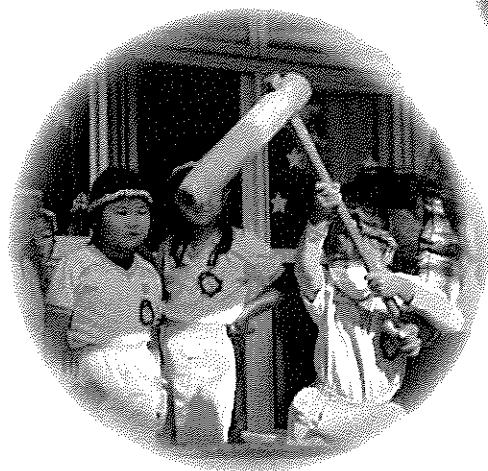
人員	要件
児童指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校（国立障害者リハビリテーションセンター学院等）を卒業した者 ・ 社会福祉士・精神保健福祉士 ・ 大学の学部・大学院・外国の大学で社会福祉学・心理学・教育学・社会学を専修する学科・課程・研究科を卒業した者 ・ 高卒後2年以上児童福祉事業に従事した者 ・ 小中高校の教諭となる資格を有するものであって都道府県知事が適当と認めた者 ・ 三年以上児童福祉事業に従事した者であって都道府県知事が適当と認めた者 （児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 概略）
相談支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児相談支援事業、福祉事務所等での相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害がある事又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導、その他の支援を行う業務）の従事期間が5年以上である ・ 社会福祉主事任用資格者、保育士等であって障害児通所支援等での直接支援の業務経験が5年以上等（H24. 3. 30 厚労省告示 225 号 概略）
児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児相談支援事業、福祉事務所等での相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害がある事又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導、その他の支援を行う業務）の従事期間が5年以上である ・ 社会福祉主事任用資格者、保育士等であって障害児通所支援等での直接支援の業務経験が5年以上等（H24. 3. 30 厚労省告示 230 号 概略）
訪問支援員(1) (保育所等訪問支援)	障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者 （H24. 3. 30 厚労省社会援護局障害保健福祉部長通知）
訪問支援員(2) (居宅訪問型児童発達支援)	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格取得後（または児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以降）、障害児の介護、介護を行う者の指導、訓練等、訓練等を行う者の指導、職業訓練または職業教育の業務に3年以上従事した者 （児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 概略）

第6次

入間市総合計画 前期基本計画

(平成29年度～33年度)

～香り豊かな緑の文化都市～



第7項 母子保健と児童発達支援の充実

○施策の目指す姿

健やかで心豊かな子どもを安心して育てられる環境が整備されるとともに、多様なニーズに対応した児童発達支援事業が実施されるまち。

○施策の現状

妊産婦、乳幼児の健康の保持・増進を図るために、各種健診・教室・相談・訪問事業等を実施し、必要に応じて関係機関等との連携により適切な機関やサービスへのコーディネートを実施しています。少子化および核家族化の進行から、子育てが孤立化し、育てにくさを感じている親が増えており、特に心身の発達に遅れのある幼児や障害のある幼児の子育てに関して、家族は不安や負担を抱えています。その対策の一つとして、未就学児を対象に親子通園による療育支援を実施しています。

○施策の課題

- ・ 妊娠（妊娠を希望する方を含む）、出産（出産前を含む）、子育てまでの切れ目のない母（父）子支援の充実が必要です。
- ・ 正しい知識の普及、母子健康教育の充実が必要です。
- ・ 気軽に相談でき、心身の発達に遅れのある幼児や障害のある幼児およびその保護者への支援が充実しており、また、安心して子育てができる環境づくりが求められています。

○施策の方向性

母子保健事業の充実

妊産婦および妊娠出産を希望する方の健康保持や相談支援の充実、乳幼児の健やかな発育・発達のための各種母子保健事業の実施、関係機関等との連携強化など、母子保健事業の充実に取り組みます。

予防接種の実施

感染のおそれのある疾病の発症やまん延の予防のため、予防接種法に基づく各種予防接種を実施します。

障害児等の早期発見・早期支援

各種健診や訪問等による心身の発達に遅れ等がある幼児の早期発見、各種相談や教室による早期支援などに取り組みます。

幼児の発達支援事業の充実

個々の幼児の発達状況に応じた日常生活動作の指導や、集団生活への適応訓練などの療育支援を行います。また、その保護者に対する子育てや就学等に関する相談支援や関係機関との連携に取り組み、幼児期から学童・青年期までを見据えた切れ目のない支援を実施します。さらに、児童発達支援センターへの移行も含めて、幅広い家庭を対象に相談支援事業や保育所等訪問支援事業を行い、多様なニーズに対応する支援体制の整備に努めます。

入間市障害者福祉プラン

平成30～32年度
入間市障害者計画
入間市障害福祉計画
入間市障害児福祉計画

～ささえあい 心ふれあう 共生いるま～



平成30年3月
入間市

施策7 子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制をつくる

障害児支援の中核的役割を担う*児童発達支援センターの設置に向けた研究を進めるなど地域支援体制を整備していくとともに訪問による支援等障害児支援の更なる充実を図ります。

主な取組	内容	担当課
医療、保健、福祉、教育等の関連する多機関、多職種の職員で構成する連絡会設置	連絡会を設置し、情報交換、課題研究等を行うことにより、情報や認識を共有し、支援体制の充実を図ります。	障害者支援課 こども支援課
児童発達支援センター設置に向けた研究	平成 32 (2020) 年度までの児童発達支援センター設置に向け、次の事項に取り組めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・設置スケジュールの設定 ・児童発達支援センター設置検討委員会の設置 ・障害児支援の現状分析 ・センター機能の検討 ・組織・運営形態の検討 	こども支援課
訪問支援体制の整備	重症心身障害児の家庭等、通所できない家庭への訪問支援のための体制を整備します。	障害者支援課 こども支援課 地域保健課

施策8 一人ひとりが違うことの素晴らしさを共に学ぶ保育・教育に取り組む

幼少時から、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び、育つことにより、子どもたちが多様性を理解し、互いを認め、助け合えるよう保育や教育に取り組めます。

主な取組	内容	担当課
* <u>インクルーシブ保育・教育</u> の充実	インクルーシブ保育・教育を充実させるため環境の整備や仕組みづくりに取り組めます。	保育幼稚園課 学校教育課
教職員研修の充実	障害児に配慮した授業の仕方等の研修により、教職員のスキルアップを図ります。	保育幼稚園課 学校教育課

7 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保

平成32（2020）年度中に児童発達支援センター等の設置数について目標を設定します。

【目標値】

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置数	1か所	平成32（2020）年度末における児童発達支援センターの設置数
重症心身障害児を支援する障害児通所支援の事業所の設置数	1か所	平成32（2020）年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数

【参考①】 国の基本指針

- ・平成 32（2020）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ・平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

【参考②】 第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策5 障害児相談支援の実施
- ・施策7 子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制をつくる

市が実施する児童発達支援に関連する施策

保健	<p>(健康推進部 地域保健課)</p> <p>① 3～4 か月児健診・1歳6 か月児健診・3歳児健診・2歳歯科健診</p> <p>② 乳幼児相談 保護者の育児に関する不安を軽減し、乳幼児の心身の発育・発達を支援</p> <p>③ こども相談室 児の発育・発達、保護者の育児不安等において支援が必要な方に対し、個別に相談を行うことにより、親子がともに健やかな生活が送れるように支援していく。</p> <p>④ 発育発達相談 運動機能又は精神発達面に問題のある児を中心に専門的な相談、指導を実施。また医療機関の紹介や療育の情報提供を行い乳幼児の健やかな発育・発達を促す。</p> <p>⑤ すくすく教室 言葉が遅いなどの言語や行動・心理面で気がかりな乳幼児とその保護者に対し、遊びを通じたかかわりの中で乳幼児の発育・発達を経過観察し、その乳幼児に合った育児ができるよう支援する。</p> <p>⑥ かるがもルーム 子育ての悩みがある母親に対し、言葉遊びや話し合いを通して、健やかな母子関係づくりを図れるように支援する。</p> <p>⑦ 家庭訪問事業（妊産婦訪問指導・未熟児訪問指導・新生児訪問指導・こんにちは赤ちゃん・乳幼児等訪問指導）</p>
子育て支援	<p>(こども支援部 青少年課)</p> <p>① 学童保育室 保護者の就労等により常時留守となったり、病人の看護等により家庭において十分に保育することができない小学校児童の心身の健全な育成を図る。</p> <p>(こども支援部保育幼稚園課)</p> <p>② 保育所・保育園 保護者が働いていたり、病気などのために、家庭でお子さんの保育ができな</p>

	<p>いとき、保育所（園）がかわって保育にあたっている。</p> <p>③ 幼稚園（民間事業者） （こども支援部 こども支援課）</p> <p>④ 子育て世代包括支援センター 安心して出産・子育てができるよう、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供、関係機関との調整などを行う総合相談窓口。保健師や助産師等の専門職員が相談に応じ、切れ目ないサポートを行う。</p> <p>⑤ 家庭児童相談室 子どもたちの健やかな成長のため、子育てや家庭内の問題（育児や家庭、学校、子どもの虐待等の悩み）について相談に応じている。専門相談員として家庭児童相談員を4名配置し、必要に応じて児童相談所など関係機関と連携をとりながら対応。</p> <p>⑥ 子育て支援センター 0・1・2歳のお子さんとその保護者の方々が気軽に集い、交流や子育ての相談ができる場所。</p>
福祉	<p>（福祉部 障害者支援課）</p> <p>① 障害者手帳の申請</p> <p>② 障害福祉サービスの申請</p> <p>③ 障害児相談支援（民間9事業所） 福祉サービスのコーディネイト</p> <p>④ 基幹相談支援センター 市内相談支援の質の向上とネットワーク構築の中核的役割</p>
発達支援	<p>（こども支援部 こども支援課）</p> <p>① 埼玉県西部療育センター（埼玉県事業）</p> <p>② 児童発達支援 こども支援課元気キッズ・民間4事業所（H30.7現在）</p> <p>③ 放課後等デイサービス 民間7事業所（H30.7現在）</p> <p>④ 保育所等訪問支援 こども支援課元気キッズ・民間1事業所（H30.7現在）</p>
教育	<p>（教育部 学校教育課）</p> <p>子ども未来室事業</p> <p>① 幼児の巡回支援・巡回相談（臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士等）</p>

- ② 小・中学校への巡回支援・巡回指導（臨床心理士やスクールソーシャルワーカー）
- ③ 学童保育室への巡回支援・巡回相談（入間市特別支援教育指導専門員、指導主事、年間2回）
- ④ 幼児の通級指導教室「茶おちゃお」
小学校未就学児で、発達あるいは言葉の遅れが気になるお子さん（主に3～5歳児）を対象に、1回が一時間程度（月に1～2回程度）個別のニーズに応じてグループ活動または、個別活動を行う。発達・情緒のクラスでは、コミュニケーション能力を高めたり、感情をコントロールする力を身につけることを学び、難聴・言語のクラスでは、正しい発音が身につくよう学んでいく。
- ⑤ 親の学習講座（特別支援学校・通級指導教室に通う児童生徒の保護者対象）
- ⑥ 就学相談
- ⑦ 特別支援学級（小学校15校・中学校6校）
- ⑧ 通級指導教室「ちやいむ教室（小学校）・ちゃんす教室（中学校）」
お子さんと個別または小集団で関わり、コミュニケーション能力を高めたり、感情をコントロールできる力を身につけたりして、生活をしやすくしていくための支援を行う。通常学級に在籍しながら、週に1～2時間程度通う。
- ⑨ スクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣
いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、関係機関との連携が必要なケースを担当
- ⑩ ひばり教室
学校になじめず欠席している小中学生を支援
- ⑪ 育ちの記録シート「おちゃめ」
（埼玉県教育委員会）
- ⑫ 特別支援学校（狭山・日高・入間わかくさ）
（埼玉県教育委員会・発達障害総合支援センター）
- ⑬ サポート手帳

「児童発達支援に関する関連課連携会議」の考える 児童発達支援のあるべき姿

○保護者支援

- ・ 障害の気づきの段階から支援が得られる
- ・ 発達特性や障害に関して学ぶことができる
- ・ 子育て支援や福祉サービスなど社会的サポートの情報が周知されている
- ・ 障害受容への精神的なサポートがある

○関係機関の連携

- ・ 子育て支援、保健・医療、教育、福祉など、様々な立場の支援機関が共通の方向性の下で連携できている
- ・ 地域の支援ニーズや情報が集約される中核機関がある
- ・ 官民の支援機関が蓄積した情報が、適切な管理と一定のルールの下で共有されている

○療育支援

- ・ 障害の程度や種類、家庭状況に関わらず利用しやすい発達支援
- ・ 発達段階やライフステージに応じた途切れない支援
- ・ 民間事業所も含めた地域の発達支援の質が確保され、さらに向上につながる取組みがある
- ・ 集団保育が難しい児童も交流保育の機会がある

○障害児の子育て支援

- ・ 発達支援と子育て支援が並行して利用できる
- ・ 家族の緊急時やレスパイト希望にも対応できる
- ・ 医療的ケアを要する児童も利用できる支援が整備されている

○障害児相談支援の充実

- ・ 保護者にとって分かりやすく気軽に利用できる相談窓口
- ・ 地域の関係機関からつなぎやすい相談窓口
- ・ 関係機関の紹介や連携の流れが支援機関に共有されている
- ・ サービス利用に当たり保護者にとって要件の認定や手続きの負担が重くならない
- ・ 地域における障害児相談支援の質が確保され、さらに向上につながる取組みがある

今後の予定について

	日時・会場	内容
第1回	平成30年8月1日(水)	委嘱式・委員会の役割・経過説明等 入間市の児童発達支援の現状と課題について
第2回	平成30年9月28日(金)	児童発達支援センターの機能と役割について①
第3回	平成30年11月16日(金)	児童発達支援センターの機能と役割について②
第4回	平成30年12月21日(金)	児童発達支援センターの機能と役割について③
第5回	平成31年2月15日(金)	報告書まとめ

先進市を視察する機会を設ける予定です。(自由参加)



検討委員会での意見を踏まえ、児童発達支援センター事業計画(仮称)を市が作成



児童福祉審議会・障害者福祉審議会



平成32年4月 健康福祉センター内に開所・事業開始予定